



様式第 8 号（第 11 条関係）

町指令第 1 2 号

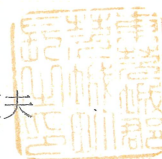
一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 東京都千代田区外神田三丁目 6 番 1 0 号
氏 名 株式会社リーテム
代表取締役 中島 彰良

令和 3 年 3 月 2 5 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、茨城町廃棄物の減量及び処理に関する条例第 1 6 条の規定により、次のとおり許可します。

令和 3 年 5 月 1 日

茨城町長 小林 宣夫



営 業 所 の 所 在 地	茨城県東茨城郡茨城町長岡 3 5 2 0
営 業 所 の 名 称	株式会社リーテム 水戸工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ，その他）
収 集 ， 運 搬 及 び 処 分 の 別	収集，運搬，中間処分
処 分 地	株式会社リーテム 水戸工場
営 業 の 区 域	—
収 集 ， 運 搬 及 び 処 分 の 料 金	（収集，運搬）車両 1 台につき 20,000 円～30,000 円 （中間処分）1 kgにつき 0 円～120 円
営 業 許 可 期 間	令和 3 年 5 月 1 日～令和 5 年 4 月 3 0 日
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（町条例等を含む）を遵守するほか，町長の指示に従うこと。

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4（委託契約に添付すべき書類）には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム